

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公益財団法人相模原市体育協会及び教育局生涯学習部スポーツ課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月3日

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 岸浪孝志

同 中村昌治

1 監査の期日

平成27年3月2日

2 監査の対象

(1) 公益財団法人相模原市体育協会(以下「体育協会」という。)

体育協会が行った相模原市(以下「市」という。)からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務

(2) 教育局生涯学習部スポーツ課(以下「スポーツ課」という。)

スポーツ課が行った体育協会に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務

(3) 監査の対象期間

平成26年度(平成26年12月末まで)。ただし、必要に応じて平成25年度以前分についても対象とした。

(4) 体育協会に対する出資、財政援助及び指定管理料の状況

ア 出捐額

49,000,000円

イ 財政援助

補助金名称 公益財団法人相模原市体育協会補助金

交付決定額 74,044,000円

支出済額 74,044,000円(平成26年12月末日現在)

ウ 指定管理料

管理施設名 相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場、相模原麻溝公園第2競技場

指定管理料 120,153,685円(平成26年度)

支出済額 120,153,685円(平成26年12月末日現在)

指定管理者名 相模原市体育協会グループ(体育協会、日本体育施設株式会社、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社ギオン)

指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(ただし、相模原麻溝公園第2競技場の指定の始期は、平成26年4月1日)

3 監査の方法

監査に当たっては、次のことを主眼として抽出により実施した。

(1) 体育協会

出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務が適正に処理されているか。

(2) スポーツ課

出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務が適正に執行されているか。

4 監査の結果

(1) 体育協会

ア 注意事項

(ア) 体育協会が行った市からの出資に係る出納その他の事務について調査したところ、公益財団法人相模原市体育協会職員就業規程ほか 8 件の規程、基準、細則及び要綱(以下「規程類」という。)において、引用している条項が誤っている事例や引用している規程の名称が誤っている事例が散見された。

規程類は体育協会の職員が行うべき事務の規範となるものであることから、その重要性を再認識するとともに、制定改廃事務の執行に当たっては、その内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

(イ) 体育協会が行った市からの出資及び財政援助に係る出納その他の事務について調査したところ、体育協会の平成 26 年度収支予算編成に係る事務処理において、公益財団法人相模原市体育協会理事会運営規程第 11 条では、収支予算等の承認は理事会の決議事項であり、緊急の処理を要するため理事会に付議できないときは、次の理事会に付議し承認を得る旨を規定しているにもかかわらず、次のような事例が見られた。

a 平成 26 年度収支予算編成において、相模原麻溝公園第 2 競技場に係る市からの指定管理料が、平成 26 年 3 月 18 日の理事会開催時点では

未確定であったことから、これを含まない指定管理料が当初予算として承認された。

その後、平成26年4月1日に相模原麻溝公園第2競技場の指定管理料が確定したが、これに伴う補正予算について、直近の平成26年5月20日の理事会に付議すべきところ、これを行わず、平成26年11月14日の理事会に付議し承認を得ていた。

- b 受取地方公共団体補助金について、当初予算に計上した金額と平成26年4月1日に市に申請した補助金額が相違していた。

また、このことに伴い当初予算を修正した補正予算について、上記同様に、直近の平成26年5月20日の理事会に付議すべきところ、これを行わず、平成26年11月14日の理事会に付議し承認を得ていた。

収支予算の編成に係る事務の執行に当たっては、その重要性を再認識し、規程類の遵守の徹底を図るとともに、確認体制を見直すなど、適正な事務の執行に努めるよう注意する。

- イ 体育協会が行った指定管理業務に係る出納その他の事務については、おおむね良好と認められた。

(2) スポーツ課

ア 注意事項

- (ア) スポーツ課が行った体育協会に対する市からの財政援助に係る財務に関する事務について調査したところ、公益財団法人相模原市体育協会補助金の交付事務において、当該補助金の交付条件として、実績報告書に事業報告書を添付する旨を規定しているにもかかわらず、事業報告書が添付されていない実績報告書を受領していた事例が見られた。

補助金交付事務の執行に当たっては、補助金の公益性、公平性及び透明性の確保を図るため、補助事業の成果・実績を確認し、補助金の効果について検証を行うことの重要性を再認識し、適正に事務を執行するよう注意する。

(イ) スポーツ課が行った相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者に対する財務に関する事務について調査したところ、次のような事例が見られた。

- a 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の管理に関する協定書の別紙9「相模原麻溝公園競技場 清掃面積表」において、判読できない項目が散見された。
- b 相模原麻溝公園第2競技場の管理に関する協定書において、引用している条項が一部誤っていた。

指定管理に係る事務の執行に当たっては、協定書締結に係る事務の重要性を再認識するとともに、協定書の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

イ スポーツ課が行った出資に係る指導に関する事務については、おおむね良好と認められた。

(参考) 監査対象となった団体の概要

- (1) 名称 公益財団法人相模原市体育協会
- (2) 所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館内
- (3) 設立年月日 平成元年10月26日
(平成24年4月1日公益財団法人移行)
- (4) 設立目的 市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与すること。
- (5) 基本財産 111,020,000円
(うち相模原市出捐金49,000,000円)
- (6) 定款に定める事業
 - ア スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進
 - イ スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰

- ウ スポーツを通じた交流の促進
- エ スポーツに関する情報の収集及び提供
- オ スポーツ活動の機会・場の提供
- カ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 指定管理者制度に基づく管理施設の概要

ア 相模原麻溝公園競技場

- (ア) 所在地 相模原市南区下溝4169番地
- (イ) 開設日 平成19年4月1日
- (ウ) 主な施設内容 トラック 全天候舗装1周400m9レーン
フィールド 106m×69m(常緑天然芝)
スタンド 収容人数15,300人

イ 相模原麻溝公園第2競技場

- (ア) 所在地 相模原市南区下溝4169番地
- (イ) 開設日 平成26年4月1日
- (ウ) 主な施設内容 トラック 全天候舗装1周400m6レーン
フィールド 107m×75m(投てき競技対応人工芝)

ウ 相模原麻溝公園スポーツ広場

- (ア) 所在地 相模原市南区麻溝台3254番地
- (イ) 開設日 平成14年4月1日
- (ウ) 主な施設内容 多目的グラウンド(クレー)